

県営住宅 入居申込案内書

●入居申込資格は次のとおりです

●住宅に困窮していること。

(自己または共有名義の持家がある場合は原則申込できません。売却手続き中、特別な事情がある方はご相談ください。)

例

- ・収入に比して、家賃が過大である。
- ・他世帯と同居して不便を受け、住宅を探している。
- ・正当な事由による立ち退きの要求を受けている。
- ・遠距離の通勤をしている。(片道1時間以上)
- ・I、J、Uターン等のため居住がない。
- ・居住不適など一定の居住水準を満たしていない。

●世帯員の収入の合計金額が、県営住宅等条例で定める収入月額以下であること。

→ 2、5 ページ参照

●同居親族（同居しようとする親族）があること。

※単身で入居を希望する場合、入居できるアパートに制限があります。

※パートナーシップ制度を導入している市町村が発行する有効な証明書・カード等を保有する者については、当該市町村に所在する県営住宅へ入居申込ができます。

※不自然な世帯分離（離婚していない夫婦の別居等）、合併（親族以外の同居、ほかに扶養義務者のある祖父母、親、姉弟の同居）をしていないこと。

●入居名義人および同居者に暴力団員がいないこと。

●申込方法

●申込必要書類（3、4 ページ）をそろえて、指定管理者（6 ページ）に郵送又は持参にてお申込みください。

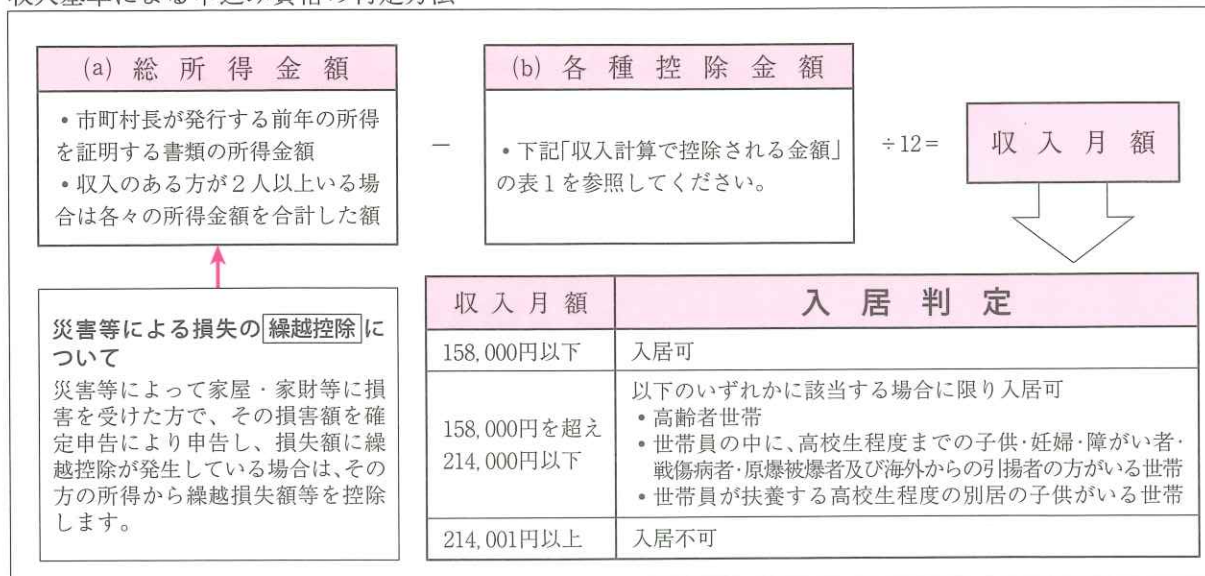
※募集戸数より申込者が多い場合は、原則として抽選で決定されます。

※アパート内の駐車場の利用は、1世帯1台限りとなります（一部の団地を除く）。

また、団地によっては全世帯分の駐車区画の確保が困難な場合がありますので、駐車場使用の可否については、指定管理者（6 ページ）へご相談ください。

● 収入基準

収入基準による申込み資格の判定方法



収入計算で控除できる金額

(総所得金額から次の金額を控除します。)

表1 各種控除一覧表

控除名	控除対象者	控除額
給与所得控除	申込者又は同居者で給与所得がある人	1人につき10万円 ※給与所得の合計額が10万円未満の場合は、当該合計額を控除。
公的年金等に係る雑所得控除	申込者又は同居者で公的年金等に係る雑所得がある人 (※公的年金等に係る雑所得と給与収入の両方がある人は、両方の合計所得から最大20万円を控除。)	1人につき10万円 ※公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満である場合は、当該合計額を控除。
同居親族控除	申込家族のうち申込み者以外の人	1人につき38万円
扶養親族控除	申込家族の中には入っていないが、申込家族の所得税法上の扶養親族控除の対象と認められている人	1人につき38万円
老人扶養親族控除	同居親族又は扶養親族控除対象者で、満70歳以上の人で、申込家族の扶養親族控除の対象と認められている人	1人につき10万円
特定扶養親族控除	同居親族又は扶養親族控除対象者で、満16歳以上23歳未満の人で、申込家族の扶養親族控除の対象と認められている人	1人につき25万円
障がい者控除 〔特別障がい者控除〕	申込者又は同居親族・扶養親族控除対象者で精神又は身体に障がいがあり、手帳の交付を受けている人 〔精神又は身体に重度の障がいがある人〕 (身体障がい者の場合で1級又は2級)	1人につき27万円 〔1人につき40万円〕
寡婦控除	ひとり親控除に該当しない人で、次のいずれかに該当する人 (事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がある場合は対象外) ①夫と離婚したのち婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別したのち婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下の人	その人の所得から27万円を限度に控除
ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない人のうち、次のすべてに該当する人 ①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない人 ②生計を一にする子がいる人 (この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る) ③合計所得金額が500万円以下の人	その人の所得から35万円を限度に控除

● 収入基準（計算例）

● 給与所得者が2人以上ある場合の計算例（自営の方でも所得がある方が2人以上ある場合はこの例によります。）

申込み家族4人で夫と妻に収入がある。

〔(a) 総所得金額の計算〕

① 夫の総収入 3,825,800円 ⇨ 4千円で割り、小数点以下を切り捨てた額に4千円を掛けた金額 3,824,000円
「表2」により総所得は 2,619,200円
② 妻の総収入 1,095,300円 ⇨ ⇨ 「表2」により総所得は 545,300円
総所得の合計は ①+② = 3,164,500円(a)

〔(b) 控除金額の計算〕

同居親族が3人（妻+子2人）なので 380,000円×3人 = 1,140,000円(b)
給与所得者が2人（夫+妻）なので 100,000円×2人 = 200,000円(c)

〔収入月額の計算〕

総所得金額(a) 3,164,500円 - (控除金額(b) 1,140,000円 + 控除金額(c) 200,000円) = 控除後の年間所得金額 1,824,500円
→ 1,824,500円 ÷ 12か月 = 収入月額 152,041円 ⇨ 15万8千円以下なので 入居可

〔参考〕源泉徴収票でみる収入額及び給与所得額（例）

令和〇年分 給与所得の源泉徴収票

給与所得額	支払いを受ける者	住所	盛岡市内九10-1	氏名	岩手 憲
収入金額	種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	給与等	3,825,800円	2,619,200円	1,820,545円	109,232円

表2 給与収入から所得金額を算定する方法

収入金額	給与所得の金額
1,619,000円未満	収入金額 - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額 × 60% + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	収入金額 × 70% - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入金額 × 80% - 440,000円
6,600,000円～9,999,999円	収入金額 × 90% - 1,100,000円

(注) 収入金額が1,628,000円以上6,600,000円未満の場合、4千円で割り、小数点以下を切り捨てた額に4千円を掛けて得た金額に基づき給与所得の金額を算定してください。

収入基準の早見表

収入基準による申込み資格の有無を簡単に確認するため、次の表をご利用ください。

(この早見表は、公的年金等に係る雑所得控除、老人扶養親族控除、特定扶養親族控除、障がい者控除、寡婦控除、ひとり親控除の対象者がいない場合で、世帯の収入のある方が1人の場合に限ります。)

※高齢者世帯、障がい者のいる世帯の場合は控除が異なりますのでお問い合わせください。

I 市町村が発行する所得証明書の所得金額で確認する場合

(合計所得金額で見る早見表)(この表の人数は申込み者本人を含まない数です。)

同居者人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
入居可能な総所得金額	1,996,000円	2,376,000円	2,756,000円	3,136,000円	3,516,000円	3,896,000円

(注) 源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」をご覧ください。

II 総収入で確認する場合

(総収入金額で見る早見表)(この表の人数は申込み者本人を含まない数です。)

同居者人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
入居可能な総収入金額	2,967,999円	3,511,999円	3,995,999円	4,471,999円	4,947,999円	5,423,999円

(注) 源泉徴収票では「支払金額」をご覧ください。

● 申 込 必 要 書 類

1 県営住宅入居申込書（所定の用紙）

2 「世帯全員」と記載の住民票（世帯主、続柄が記載されている発行日から3か月以内のもの）

注1）内縁関係にある方、婚約者等で同居予定の方を含みます。

注2）他の世帯と同居していることを理由として申込みをする場合には、その同居している世帯の方の住民票も提出してください。（住宅困窮事情が県営住宅入居申込書（以下申込書）における2に該当する場合）

3 収入を証明する書類（入居する方全員。ただし中学生以下を除く。）

①所得課税証明書

*市町村により証明書の名称が異なります。所得内容、扶養等の各控除内容が確認出来るように取得してください。

*最近転居された方は、転居前の市町村でなければ証明書の交付ができない場合がありますのでご注意ください。

②次の表で該当する書類

区 分		提 出 書 類	
		前年の所得証明書が交付されない時期 （1月～5月の申込）	前年の所得証明書が交付される時期 （6月～12月の申込）
給 与 所 得 者	前年1月1日以前から引き続き勤務している方	● 源泉徴収票の写し（注1）（前年中の収入を証する勤務先発行のもの）	
	前年1月2日以降に現在の勤務先に就職した方	● 給与支払証明書（所定の用紙を使用して最新の給料分から過去1年間（就職して1年に満たない場合は、採用月からの実績及び見込金額）を月毎に勤務先から証明を受けてください。）	● 給与支払証明書（所定の用紙を使用して最新の給料分から過去1年間（就職して1年に満たない場合は、採用月からの実績及び見込金額）を月毎に勤務先から証明を受けてください。）
自 営 業 者	前年1月1日以前から引き続き営業している方	● 確定申告書の控えの写し（今年税務署に申告したもの）（注2）	
	前年1月2日以降に営業を開始し、引き続き営業をしている方	● 事業開始からの事業収支（月毎）を記載した書面	● 事業開始からの事業収支（月毎）を記載した書面
そ の 他	年金受給者	● 最新の年金振込通知書の写し	● 最新の年金振込通知書の写し
	無職の方 前年1月2日以降無職になった方	● 退職を確認できる書面の写し（離職票、廃業届等） ※退職や廃業により無職となった方で、 ①に給与収入や営業（事業）所得が記載されている場合	● 退職を確認できる書面の写し（離職票、廃業届等） ※退職や廃業により無職となった方で、 ①に給与収入や営業（事業）所得が記載されている場合
	生活保護受給者	● 生活保護費受給証明書（福祉事務所で発行するもの）	● 生活保護費受給証明書（福祉事務所で発行するもの）

※「写し」と記載のないものについては、原本を提出してください。

（注1）1月の申込みで「源泉徴収票」がまだ発行されていない方は「給与支払証明書」を提出してください。
（用紙は所定のものを使用し、勤務先から前年の収入を月毎に証明を受けてください。）

（注2）1月の申込みで「確定申告の控え」がまだ発行されていない方は「事業開始からの事業収支（月毎）を記載した書面」を提出してください。

4 その他の書類

下記の事項に該当する場合は、必要書類を提出してください。

事 項	必 要 書 類
正当な理由での立ち退き請求を受けている方 (住宅困窮事情が申込書における4に該当する場合)	「立退証明書」(所定の用紙を使用して、理由を明確に記載し、家主の自筆の証明を受けてください。)
転勤のために入居申込みされる方 (住宅困窮事情が申込書における5に該当する場合)	「転勤証明書」又は「辞令書」の写し
現在賃貸住宅にお住まいの方 (住宅困窮事情が申込書における6に該当する場合)	「賃貸借契約書」の写し(建物所在地、家賃額、賃貸借人の契約取り交わしが確認できる面)
婚約者と入居予定の方 (住宅困窮事情が申込書における7に該当する場合)	「誓約書」(所定の用紙にそれぞれ自筆で記名押印し、媒酌人等の証明を受けてください。) ※同居開始後速やかに同居が確認できる住民票を提出してください。
寡婦の方、ひとり親の方、単身の方 ※配偶者と別居する申込はできません	「戸籍謄本」(発行日から6か月以内のもの。寡婦、ひとり親、法律上の配偶者がいないことの事実確認に使用します。)
申込み家族(別居扶養親族を含む)に障がい者がいる方	「身体障害者手帳」の写し、「精神障害者福祉手帳」の写し、「療育手帳」の写し又は関係機関の証明書等、障がいの程度が確認できるもの。
障がい者で単身で入居される方	「単身入居の入居者資格認定のための申立書」(所定の用紙に記入してください。) ※申込されようとする住宅の存在する市町村の長から居住支援措置に関する証明が受けられない場合、単身での入居はできません。 ※入居資格の審査に当たり、必要があると認めるときは、市町村(福祉主管部局等)に意見を求めることがあります。また、申立の内容について証明を求めることがあります。
D V被害者	規則に定めるD V被害者であることの女性相談支援センター所長等の証明又は裁判所の保護命令決定書の写し
犯罪被害者等	「被害者申告書」及び「警察当局に事件の処理状況を確認することについての同意書」(所定の用紙に記入してください。)
持ち家を売りに出している方	「媒介契約書」又は「売買契約書」の写し
妊娠中の方	「母子健康手帳」の写し
被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する方	「罹災証明書」の写し又は関係機関の証明書等 (災害発生日から3年間)

上記以外にも、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

●入居に際しての留意事項

- 入居するときは、敷金(家賃3か月分)が必要です。
- 連帯保証人を1人確保していただくか、または県の指定する家賃債務保証業者と保証委託契約を締結していただく必要があります。
- 家賃以外に次のような共益費が必要となります。
[共同施設の電気料、水道料、浄化槽の薬液代、その他の共同附設設備、共同施設使用にかかる費用]等
- 入居の期日は、原則として住宅を管理する地区の広域振興局長が入居を許可した日から10日以内となります。

● 受付窓口・問い合わせ先

県は、平成18年度から、県営住宅の管理について指定管理者制度を導入しております。
県営住宅への入居申込みや問い合わせは、下記指定管理者の受付窓口をお願いします。

受付窓口（指定管理者）	
一般財団法人岩手県建築住宅センター (平日8:30~17:30※土日祝祭日を除く。)	盛岡市盛岡駅西通1-7-1 いわて県民情報交流センター（アイーナ）2F ☎019-623-4414

入居者募集情報は、指定管理者のホームページでもご覧いただけます。

● 住宅を所管する県の機関

申込書は、次の場所でも配布していますが、受付はしておりませんので、上記までお願いします。

地 区	機 関
盛岡地区 (盛岡市内の県営住宅)	盛岡広域振興局土木部 盛岡市内丸11-1 県合同庁舎 ☎019-629-6632
花巻地区 (花巻市内の県営住宅)	県南広域振興局土木部花巻土木センター 花巻市花城町1-41 県合同庁舎 ☎0198-22-4971(内)261
北上地区 (北上市内の県営住宅)	県南広域振興局土木部北上土木センター 北上市芳町2-8 県合同庁舎 ☎0197-65-2738(内)302
奥州地区 (奥州市、金ヶ崎町内の県営住宅)	県南広域振興局土木部 奥州市水沢大手町1-2 県合同庁舎 ☎0197-22-2881(内)346
一関地区 (千厩地区を除く一関市内の県営住宅)	県南広域振興局土木部一関土木センター 一関市竹山町7-5 県合同庁舎 ☎0191-26-1418(内)302
千厩地区 (一関市千厩町の県営住宅)	県南広域振興局土木部千厩土木センター 一関市千厩町千厩字北方85-2 県合同庁舎 ☎0191-52-4971(内)248
大船渡地区 (大船渡市、陸前高田市内の県営住宅)	沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター 大船渡市猪川町字前田6-1 県合同庁舎 ☎0192-27-9919(内)261
釜石地区 (釜石市、大槌町内の県営住宅)	沿岸広域振興局土木部 釜石市新町6-50 県合同庁舎 ☎0193-25-2708(内)358
宮古地区 (宮古市、山田町内の県営住宅)	沿岸広域振興局土木部宮古土木センター 宮古市五月町1-20 県合同庁舎 ☎0193-64-2221(内)344
二戸地区 (二戸市内の県営住宅)	県北広域振興局土木部二戸土木センター 二戸市石切所字荷渡6-3 県合同庁舎 ☎0195-23-9209(内)294